

知らなかった…では間に合いません！



が く ひ ふ た ん け い げ ん

せ い ど

学費負担を軽減する制度

高等学校入学予定者を対象に、「入学準備金」、「修学奨学金」の予約募集を9月から開始します。

予約メリット ① 「入学準備金」… 高校等入学前(3月)に貸付(高等学校入学後の募集なし)

予約メリット ② 「修学奨学金」… 最初の入金が5月(入学後申請の場合、初回入金は7月以降)

【貸付金の種類】

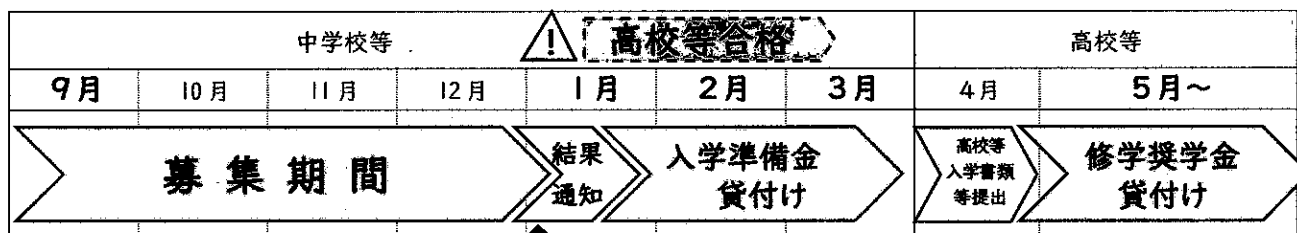
種 類	用 途	貸付額(無利息)			貸付時期	貸付期間
にゅうがくじゅんびきん 入学準備金	入学の準備資金 ○制服・通学かばん・ パソコン等の購入 ○入学金の支払い	5万・10万・15万円の中から、 選択した金額			入学前 (令和6年1～3月) に一括	在学する 高校等の 標準の 修業年限
しゅうがくしょうがくきん 修学奨学金 (月額)	高校等在学中に 必要となる学資金	区分	自宅通学	自宅外通学	入学後 偶数月に2か月分 を貸付※	
		国公立	18,000円	23,000円		
		私立	30,000円	35,000円		

※4月に遡って貸付けを行います。

【対 象 者】 経済的理由により修学が困難と認められる高等学校入学予定者または高校生等

※詳しくは、裏面「4 高等学校等奨学金」を御覧ください。

【スケジュール】



予約募集の申請締切りは1月上旬です！
※合格発表の頃は、募集期間が終わってます！



※ 高等学校等入学後に申請できるその他支援制度については、裏面参照

問合せ先

ひろしまけん きょういくいいんかい じむきょく きょういくしえん すいしんか きかくちょうせいかかり
広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係

電話 082-513-4996 メール kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

(メールでお問合せの際は、件名を「奨学金予約募集」としてください。)

入学後

がく ひ ふ たん けいげん せい ど

学費負担を軽減する制度があります！

おも がく ひ ふ たん けい げん せい ど
主な学費負担軽減制度

※詳しくは、各制度のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku09/gakuhihutankeigen.html>

● 全課程

1

こうとうがっこうとうしゅうがくし えんきん **高等学校等就学支援金**

全員手続

～授業料や受講料を支援します

＜次のいずれにも該当する者＞

4月電子申請

- 県内の公立高校等に在学する生徒
- 保護者等全員の「課税標準額（課税所得額）× 6%－市町村民税の調整控除の額」の合計額が 304,200 円未満

※ 授業料又は受講料に相当する額が国から県・市へ支給され授業料等に当てられます。これにより、生徒・保護者等の授業料等の負担が実質0円となります。



こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん **高校生等奨学給付金**

対象者のみ

～授業料以外の教育費を支援します

＜次のいずれにも該当する者＞

7月電子申請

- 国公立高校等に在学する生徒の保護者等
- 保護者等が県内に住所を有している
- 生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯
- 生徒が高等学校等就学支援金等の支給対象

※ 新入生を対象に給付金の一部を

前倒し支給する制度もあります。

詳しくは、4月にホームページで案内します。



3

こうとうがっこうとうまなび へんかく **高等学校等学びの变革** かんきょうじゅうじつしょうがくきん **環境充実奨学金**

対象者のみ

～生徒用コンピュータ等の購入費等を支援します

＜次のいずれにも該当する者＞

7月電子申請

- 県内の国公立高校等に在学している生徒
- 学校の指示により生徒用コンピュータ等を保護者等の負担により購入等している生徒
- 生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯

購入したコンピュータ等のレシートが必要です！！



4

こうとうがっこうとうしょうがくきん **高等学校等奨学金**

希望者のみ

～高校等の学資金の一部を貸し付けます

＜次のいずれにも該当する者＞

4月電子申請

- 国公立高校等に在学している生徒
- 保護者等が県内に住所を有している
- 学習状況が良好であると認められる生徒
- 成年者である保証人を2名立てることができる生徒
- 同種の奨学金等の貸付け等を受けていない生徒
- 保護者等全員の「課税標準額（課税所得額）× 6%－市町村民税の調整控除の額」の合計額が 304,200 円未満



● 定時制及び通信制課程【勤労青少年対象】

しゅうがくしょうれいきん **修学奨励金**

希望者のみ

～学資金の一部を貸し付けます

＜次のいずれにも該当する者＞

4月申請

- 県内の公私立学校の定時制又は通信制に在学している生徒
- 年間の就労日数が原則 90 日以上である生徒
- 生徒が独立して生計を営む場合は年間の収入が 279 万円以下
 生徒が独立して生計を営まない場合は世帯収入が所得基準を満たす世帯
- 各年において必要な履修又は修得単位数を満たしている生徒
- 就労による年間の収入額が原則 46 万円以上である生徒
- 原則 4 年間で卒業する学習計画を持つ生徒

きょうかしょうとう きゅうよ **教科書等の給与**

対象者のみ

～教科書（学習書）費を支援します

＜次のいずれにも該当する者＞

4月申請

- 県内の公立学校の定時制又は通信制に在学している生徒
- 年間の就労日数が原則 90 日以上である生徒
- 生徒が独立して生計を営む場合は年間の収入が 279 万円以下
 生徒が独立して生計を営まない場合は世帯収入が所得基準を満たす世帯
- 各年において必要な履修又は修得単位数を満たしている生徒

定時制及び通信制課程
 修学奨励金・教科書等の給与

